第 2749 号

(2-2)



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2005年)$ 平成17年 3月 28日 月曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel: 06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax: 06-6209-8145

## △ 紙屑と化した上場株の取扱い

② : 今年の改正で、特定口座内の株式が、発行会社の破綻等で紙屑と化した場合の特例が創設されるそうですが、どのような内容になるのですか?

**A**:細部まではわかりませんが、次のような内容になります。

## 【解説】

個人が保有する株式の発行会社が破綻等をして、その株式が無価値になったとした場合、現状では、その株式を譲渡して譲渡損失を実現しない限り、税務上の手当ては受けることができません。つまり、譲渡をしない限りその損失の計上が認められないのですが、こうした株式を現実に譲渡することは極めて困難が伴います。

そこで、今年度の税制改正では、株式投資をしやすい環境づくりをするという政策上の目的もあって、特定口座内の株式が発行会社の破綻等により無価値化した場合には、株式の譲渡損があったものとみなして損失計上を認めるという特例を創設することとなりました。

この特例を受けるには、特例の対象となる 事実が発生した日の属する年分の確定申告書 にこの規定の適用を受ける旨の記載をし、損 失額に関する明細書その他一定の書類を添付 しなければなりません。

なお、適用関係は今年の4月1日以後となっていますが、適用要件や適用に必要な細目は、法律施行後に発せられる政令に委任されていますので、注目しておきましょう。







